

「化粧品の効能の範囲の改正について」（平成 23 年 7 月 21 日 薬食発 0721 第 1 号）

表 1 化粧品の効能の範囲

(1)頭皮、毛髪を清浄にする。	(30)肌にはりを与える。
(2)香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	(31)肌にツヤを与える。
(3)頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	(32)肌を滑らかにする。
(4)毛髪にはり、こしを与える。	(33)ひげを剃りやすくする。
(5)頭皮、毛髪にうるおいを与える。	(34)ひげそり後の肌を整える。
(6)頭皮、毛髪のうるおいを保つ。	(35)あせもを防ぐ（打粉）。
(7)毛髪をしなやかにする。	(36)日やけを防ぐ。
(8)クシどおりをよくする。	(37)日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
(9)毛髪をつやを保つ。	(38)芳香を与える。
(10)毛髪につやを与える。	(39)爪を保護する。
(11)フケ、カユミがとれる。	(40)爪をすこやかに保つ。
(12)フケ、カユミを抑える。	(41)爪にうるおいを与える。
(13)毛髪的水分、油分を補い保つ。	(42)口唇の荒れを防ぐ。
(14)裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	(43)口唇のキメを整える。
(15)髪型を整え、保持する。	(44)口唇にうるおいを与える。
(16)毛髪の帯電を防止する。	(45)口唇をすこやかにする。
(17)（汚れをおとすことにより）皮膚を清浄にする。	(46)口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
(18)（洗浄により）ニキビ、アセモを防ぐ（洗顔料）。	(47)口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
(19)肌を整える。	(48)口唇を滑らかにする。
(20)肌のキメを整える。	(49)ムシ歯を防ぐ（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
(21)皮膚をすこやかに保つ。	(50)歯を白くする（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
(22)肌荒れを防ぐ。	(51)歯垢を除去する（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
(23)肌をひきしめる。	(52)口中を浄化する（歯みがき類）。
(24)皮膚にうるおいを与える。	(53)口臭を防ぐ（歯みがき類）。
(25)皮膚的水分、油分を補い保つ。	(54)歯のやにを取る（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
(26)皮膚の柔軟性を保つ。	(55)歯石の沈着を防ぐ（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
(27)皮膚を保護する。	(56)乾燥による小ジワを目立たなくする。
(28)皮膚の乾燥を防ぐ。	
(29)肌を柔らかげる。	

注 1) 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

注 2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注 3) () 内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。